

共同利用冷凍・冷蔵施設整備の概要について

令和4年7月19日
境港水産事務所

1. 整備候補地

みさき会館及び周辺地域に冷凍・冷蔵施設を整備する。

(令和4年5月11日開催「第17回さかいみなと漁港・市場活性化協議会」で承認)

(1) 境港の冷凍・冷蔵施設

- ・漁港背後地に高度衛生管理型市場と連携した衛生管理の行き届いた冷凍・冷蔵施設整備等、漁港としての一貫した衛生管理対策による流通機能の強化が求められている。
- ・国内の水産物の市場規模が縮小傾向にある中、境漁港が持続的に発展していくためには、世界市場をターゲットにした輸出促進を図るための冷凍・冷蔵施設整備が課題となっている。
- ・フロン切り替えや老朽化により境港での冷凍・冷蔵施設の減少が見込まれる中、仲買事業者からは共同利用できる冷凍・冷蔵施設の整備についての要望が数年前から出されている。

(2) みさき会館等の今後の利用見込

- ・2号上屋完成後、現在みさき会館に入居している境港水産事務所、境港水産物市場管理(株)は2号上屋へ移動する(会議室機能についても2号上屋へ)。
- ・みさき会館及び市場関係者詰所の入居者には、共同利用施設を建設する場合には、退去をお願いする旨説明済(トラック運転手シャワー休憩施設→利用者少数)。

2. 事業主体について

活性化協議会後の聞き取りにより、事業主体は山陰旋網漁業協同組合に決定。

(1) 事業主体になることができる団体

縣市町村、水産業協同組合

- ・漁港区域内に冷凍・冷蔵施設を整備する場合、事業主体が縣市町村、水産業協同組合であれば、国の事業(水産基盤整備事業、水産物輸出促進緊急基盤整備事業)を活用しての整備が可能。

(2) 事業主体の決定について

- ・協議会で山陰旋網以外の要望も確認すべきとの指摘があったため、後日、事業主体になることができる鳥取県漁協に要望を確認し、山陰旋網漁業協同組合のみが要望していることを確認した。

3. 冷凍・冷蔵施設の配置について

共同利用冷凍・冷蔵施設WGの指摘を受け、計画平面図の案を修正。

(令和4年5月27日開催「第1回」で共同利用冷凍・冷蔵施設WGで協議後、配置を修正)

(1) 施設の配置

- ・共同利用冷凍・冷蔵施設WGで施設の配置について以下の指摘があった。
 - ①既存のトラック待機場を残すこと。
 - ②整備する面積が狭い。
 - ③1号上屋側は道路が狭いので、空間を設けること。

(2) 配置修正

- ・1号上屋側をトラック待機場とし、待機場と空間を確保した。
- ・修正に伴い不足する面積は、鮮魚仕立場として港湾区域に水産庁の非公共事業で整備する。
- ・みさき会館東側の道路を、山陰旋網の水産物倉庫の東側に移設する。
- ・事業の実施に向けて、水産庁、境港管理組合との協議を進める。

共同利用冷凍・冷蔵施設ワーキンググループ委員

区 分	氏 名	役 職 等
会 長	佐々木 六郎	境港魚市場株式会社代表取締役会長
委 員	景山 一夫	鳥取県漁業協同組合代表理事組合長
	中尾 由岐夫	漁業協同組合JFしまね代表理事専務
	島谷 憲司	境港鮮魚仲買協同組合理事長
	川口 利之	境港鮮魚仲買協同組合副理事長
	川本 英文	山陰旋網漁業協同組合専務理事
	國米 洋一	鳥取県農林水産部水産振興局長
オブザーバー	笹岡 実也	国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所副所長
	小西 大幸	境港管理組合事務局長
事 務 局		鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課長
		鳥取県県土整備部空港港湾課長
		鳥取県境港水産事務所長
		境港市産業部水産商工課長
		一般社団法人境港水産振興協会専務理事

共同利用冷凍冷蔵施設 平面図

↑ 1号上屋

